

なかの



Vol. 259

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (9～11月行事予定表)

※下記の予定は、8月1日現在の判断で予定しておりますので、変更になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場
9月	1日(月)	13:00～17:00 無料法律相談	中野法人会館
	2日(火)	7:40集合 青年部会チャリティゴルフコンペ	平成俱樂部
	3日(水)	15:00～16:00 女性部会第3回研修会 役員懇談会	中野税務署会議室
	//	16:00～16:30 女性部会役員会	中野税務署会議室
	5日(金)	11:00～12:00 広報委員会	中野法人会館
	10日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	11日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	12日(金)	17:00～18:00 青年部会第3回研修会	中野法人会館
	18日(木)	9:10集合 第1・2・3支部日帰りバス研修会	屋形船「深川富士見」
10月	1日(水)	13:00～17:00 無料法律相談	中野法人会館
	7日(火)	13:30～16:00 書き方説明会	中野法人会館
	10日(金)	16:00～17:30 副署長講話及び税務研修会	中野法人会館
	//	// 青年部会第4回研修会	中野法人会館
	14日(火)	16:00～17:30 副署長講話及び税務研修会	中野法人会館
	//	// 女性部会第4回研修会	中野法人会館
	15日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	中野法人会館
	22日(水)	17:00～ 第4ブロック合同会議	ホテルメトロポリタン
	23日(木)	13:30～16:00 法人税・源泉所得税実務講座	中野法人会館
	//	未 定 女性部会懇親会	美濃吉
11月	4日(火)	13:00～17:00 無料法律相談	中野法人会館
	6日(水)	16:00～17:30 経営塾第2弾「年末調整」	中野セントラルパークカンファレンス1F
	//	// 女性部会第5回研修会	中野セントラルパークカンファレンス1F
	//	17:30～17:45 女性部会役員会	中野セントラルパークカンファレンス1F
	7日(金)	18:00～19:00 青年部会役員会	中野法人会館
	11日(火)	未 定 親睦チャリティゴルフコンペ	プレスステージカントリークラブ
	13日(木)	16:00～17:00 経営塾第3弾「法律セミナー」	中野法人会館
	18日(火)	未 定 納税表彰式	明治記念館
	19日(水)	13:30～16:00 新設法人説明会	中野法人会館
	25日(火)	10:30～11:30 中野税務懇談会	中野税務署会議室
	26日(水)	16:15～16:30 正副会長会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	16:45～17:45 理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:00～19:00 秋の特別講演会	中野セントラルパークカンファレンスB1

9月号の目次

「署の人事異動特集号」

2025 VOL.259

活発な社会貢献活動を展開!! (にぎわいフェスタ) …… 3	本部だより (簿記、パソコン会計、LINE講座) …… 11
知っとくと得情報 (山岡税理士) …… 4・5	中野法人会の紹介・会費基準表 …… 12
中野税務署新体制 (幹部紹介) …… 6	支部だより (第3支部)・税に関する川柳コンクール 13
中野税務署新体制 (新旧幹部名簿) …… 7	部会だより (青年部会・租税教室) …… 14
ご挨拶 中野税務署《着任》《退任》 …… 8	部会だより (青年部会租税教室・女性部会役員会) …… 15
税務署だより & 都税だより …… 9	会員事業者紹介 …… 16
本部・部会だより (経営塾第1弾・健康セミナー) …… 10	

● 表紙 (写真説明) …… 『中野の名所』 (株)フロムエーワーク 伊藤 健 輔 様

現在「広報誌なかの」の表紙を募集しています。つきましては、支部の広報委員または事務局までご一報ください

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743



5月10日&5月11日 税金クイズなど実施（於：中野四季の森公園）



～ ～ 5月11日 応援していただいた皆様 ～ ～



～～～～～ 青年部会の皆様による税金クイズ ～～～～～



～～～～～～～～ 公益事業委員、女性部会の皆様で受付＆受渡、風船配布 ～～～～～～～～



実施日時: 9/1(月)、10/1(水)、11/4(火)、12/1(月) 13:00～17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 **FAX:** 03-3388-2550 (担当) 三國・下島

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報～税の豆知識～は、地震から木造住宅を守るにはどうすれば良いかを考えます。我が国では、これまでも、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震などの大地震が発生しています。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震などの大規模地震について、近い将来発生の可能性が指摘されています。

耐震化を図ることの重要性を考える

上記のような大地震から自らの生命・財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人ひとりが、自らの問題として意識して取り組むことが重要です。

国土交通省では、「令和17年までに耐震性が不十分な住宅、令和12年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物(注)をおおむね解消する」ことを目標として掲げ、令和7年度予算では建築物耐震対策緊急促進事業として110億円を計上しています。

(注)要緊急安全確認大規模建築物とは

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等の貯蔵庫・処理場のうち大規模なもの

昭和56年(1981年)以前に建築された建物は、建築基準法が強化される前の、いわゆる「旧耐震基準」によって建築され、耐震性が不十分なものが多く存在します。

また、昭和56年(1981年)6月1日以降に建築確認申請を通過した建物は、「新耐震基準」と呼ばれており、現行の耐震基準を満たしているとされます。ただし、旧耐震基準時代に建てられた建物が全て現行の耐震基準を満たしていないとは限りませんが、耐震診断を受けた方が良いでしょう。

耐震基準の確認の必要性

木造住宅の安全性を判断するうえで確認したいのが耐震基準です。平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,400人を超える方が犠牲となり、約21万棟の家屋が全半壊しました。また、亡くなられた人の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死であり、その9割が古い木造住宅であったと報告されています。

建設省(現国土交通省)の建築震災調査委員会の報告によれば、建築物の被害の傾向をみると現行の新耐震基準(昭和56年(1981年)施行)以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ(昭和56年(1981年))以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は軽く、現行の新耐震基準は概ね妥当であると考えられています。

耐震改修促進法の概要

この阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年(1995年)12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が施行され、現在の新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための処置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉に資することを目的としています。

この法律は、その後数度の改正が行われており、直近では耐震改修計画の認定基準の緩和・特例の設置、耐震性に係る表示制度の創設、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定などが行われています。

耐震改修促進法と木造住宅の耐震診断

耐震性を向上させるには耐震補強が必要ですが、耐震工事は高額な工事費用がかかるほか、地震が発生しない限り問題が見つからないため先送りしがちです。

しかし、日本は地震大国であり、いつ大きな地震が発生するか分かりません。そのため、耐震性が低い住宅は耐震補強を行っておくべきです。全国の自治体では、耐震補強を行った住宅に対して補助金制度を設けていることが多く、補助金には、「耐震改修」と「耐震診断」の2種類があります。

耐震補強を行ったときの税制優遇

日本では、地震に強い建築物を増やすため、建物の耐震化が国策によって進められています。平成18年(2006年)には、耐震改修の促進のための「耐震改修促進税制」が創設されました。補助金制度は自治体が行うものですが、国は税制優遇という形で、耐震補強をした住宅に支援を行うというものです。

○所得税の控除

マイホームを令和7年(2025年)12月31日までに耐震改修した場合、前年度同様、耐震改修にかかった費用の10%相当額が所得税から控除されます。

【特別控除額】

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額)×10%(25万円が限度)

ただし、補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額の10%が控除対象となります。

【住宅耐震改修特別控除が適用できる住宅】

- ・昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住の用に供する家屋であること
- ・耐震改修をした家屋が、現行の耐震基準に適合するものであること

→住宅耐震改修特別控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

○固定資産税の減額

中古住宅は耐震補強を行うと、一定期間、建物の「固定資産税」が2分の1に減額される制度があります。

「固定資産税」とは、1月1日時点の不動産の所有者に課される市区町村税(東京23区は都税)で、耐震改修を行ってから1年間が減額対象の期間となります。

→減額措置の適用を受けるには、耐震化改修完了後、3カ月以内に市区町村に固定資産税減額申告書を提出することが必要です。

「線状降水帯」

線状降水帯とは、気象庁が天気予報等で用いる予報用語で「次々と発生する発達した雨雲(積乱雲)が列をなし、組織化した積乱雲群によって、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞することで作り出される線状に伸びる長さ50～300km程度、幅20～50km程度の強い局地的な降水を伴う雨域」のことです。積乱雲が線状に次々に発生してほぼ同じ場所を通過もしくは停滞し続ける自然現象であり、結果として極端な集中豪雨をもたらす、災害を引き起こす原因となります。



線状降水帯の発生報告が増えている要因は、アメダスや気象レーダーといった観測体制の充実によるものと言われています。また統計解析ができるほどデータの分析手法が高度化したことも要因の一つです。日本のマスコミでこの用語が用いられるようになったのは、平成26年8月の豪雨による広島市の土砂災害が最初と見られます。

線状降水帯の発生報告が増えている要因は、アメダスや気象レーダーといった観測体制の充実によるものと言われています。また統計解析ができるほどデータの分析手法が高度化したことも要因の一つです。日本のマスコミでこの用語が用いられるようになったのは、平成26年8月の豪雨による広島市の土砂災害が最初と見られます。

9月の税務と労務

- ・国税/8月分源泉所得税の納付 9月10日
- ・国税/7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、1月決算法人の中間申告 9月30日
- ・国税/10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 9月30日

10月の税務と労務

- ・国税/9月分源泉所得税の納付 10月10日
- ・国税/8月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 10月31日
- ・国税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- ・国税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 10月31日
- ・地方税/個人の道府県民及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務/労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- ・労務/労災の年金受給者の定期報告 10月31日
- ・労務/労働保険料第2期分の納付 10月31日



中野税務署の新体制

①出身地 ②趣味等 (敬称略)



署 長



ふくなが ひでふみ
福永 秀文

①熊本県
②旅行
スポーツジム

副署長(法人・徴収担当)



かみうんてん つとむ
上運天 力

①沖縄県
②都内散策

副署長(総務・管理運営・個人・資産担当)



もとはし あきら
本橋 朗

①東京都
②Jリーグ観戦
読書・散歩

特別国税調査官



ひやかわ しんじ
冷川 慎司

①大分県
②散策

特別国税調査官



わたなべ よしお
渡邊 吉雄

①山梨県
②野球観戦
街歩き

特別国税調査官



たまき くにかず
玉木 邦和

①新潟県
②旅行・料理

総務課長



とみざわ たけお
富澤 健男

①愛知県
②小旅行

法人課税第1統括官



やまぐち しゅうじ
山口 修治

①神奈川県
②ドラマ
映画鑑賞

法人課税第2統括官



ひらの みき
平野 美紀

①佐賀県
②ディズニー

法人課税第3統括官



たかはし まさゆき
高橋 政幸

①青森県
②ウォーキング

法人課税第4統括官(第1～第3支部担当)



うちやま けんじ
内山 健二

①千葉県
②園芸

法人課税第5統括官(第4～第7支部担当)



よねさか しゅういち
米坂 修一

①北海道
②旅行・ドライブ

法人課税第6統括官(第8～第10支部担当)



ふくしま けんいち
福島 健一

①東京都
②週末家でゴロ
ゴロ

審理担当上席(源泉所得税)



あつみ ともみ
渥見 智臣

①東京都
②映画
動画鑑賞

審理担当上席(法人税)



いしい たかよし
石井 孝義

①佐賀県
②太極拳・料理

審理担当調査官(法人税)



かとり だいち
香取 大智

①東京都
②美味しいご飯と
美味しいお酒

令和7事務年度 中野税務署 新旧幹部名簿

役 職	新		旧	
	氏 名	前任署等	氏 名	新任署等
署 長	ふくなが ひでふみ 福 永 秀 文	鶴見 署長	たぐち なおき 田 口 直 樹	調査二部 調査総括課 課長
副 署 長	かみうんてん つとむ 上運天 力	留任	さめしま ひろし 鮫 島 博 志	世田谷 法人特官 特官
副 署 長	もとはし あきら 本 橋 朗	世田谷 総務課 課長	かみうんてん つとむ 上運天 力	留任
指定特別国税調査官 (法 人 税 担 当)	ひやかわ しんじ 冷 川 慎 司	日本橋 源泉特官 特官	しばがき ただし 柴 垣 正	新宿 法人特官 特官
総 務 課 長	とみざわ たけお 富 澤 健 男	総務部 納税者支援調整官 納税者支援調整官	ごとう ひろし 後 藤 浩	総務部 納税者支援調整官 納税者支援調整官
管理運営 統 括 官	やまね あけみ 山 根 珠 明	雪谷 管運 統括官	ふくしま りえこ 福 島 理英子	練馬東 管運 統括官
徴 収 第1統括官	しおの よしなり 塩 野 祥 也	徴収部 機動課 主査	おざわ かずひろ 小 澤 一 広	王子 徴収1 統括官
個人課税 第1統括官	ほそいし てつや 細 石 哲 也	神田 個人 統括官	まきの やすひろ 牧 野 靖 浩	練馬東 資産特官 特官
個人課税 第1統括官	かわしま なゆみ 川 島 那由美	総務部 考査課 総務係長	たんざわ ゆいこ 丹 沢 由 子	神奈川 個人5 統括官
資産課税 第1統括官	むらかみ きよこ 村 上 喜代子	留任	むらかみ きよこ 村 上 喜代子	留任
特 別 国 税 調 査 官 (法 人 税 担 当)	わたなべ よしお 渡 邊 吉 雄	総務部 税務相談室 税務相談官		
特 別 国 税 調 査 官 (法 人 税 担 当)	たまき くにかず 玉 木 邦 和	四谷 法人1 統括官		
法人課税 第1統括官	やまぐち しゅうじ 山 口 修 治	課税二部 法人課税課 主査	てらさき けいじ 寺 崎 圭 之	葛飾 法人1 統括官
法人課税 連絡調整官	にしで ちえ 西 出 千 絵	留任	にしで ちえ 西 出 千 絵	留任
法人課税 第2統括官	ひらの みき 平 野 美 紀	千葉南 法人2 統括官	やました ゆみこ 山 下 裕美子	総務部 税務相談室 税務相談官
法人課税 第3統括官	たかはし まさゆき 高 橋 政 幸	留任	たかはし まさゆき 高 橋 政 幸	留任
法人課税 第4統括官	うちやま けんじ 内 山 健 二	留任	うちやま けんじ 内 山 健 二	留任
法人課税 第5統括官	よねさか しゅういち 米 坂 修 一	北沢 法人4 統括官	たなか しゅうへい 田 中 秀 平	課税二部 消費税課 連絡調整官
法人課税 第6統括官	ふくしま けんいち 福 島 健 一	東村山 法人6 統括官	やまもと しょうじ 山 本 昌 司	大月 法人3 統括官
課 長 補 佐	さえき さとし 佐 伯 悟	デジタル庁 戦略・組織グループ 人事担当 参事官補佐	うらかべ きょうこ 浦 壁 香 子	調査一部 国際調査管理課 連絡調整官
審 理 担 当 上 席 (法 人 税)	いしい たかよし 石 井 孝 義	留任	いしい たかよし 石 井 孝 義	留任
審 理 担 当 調 査 官 (法 人 税)	かとり だいち 香 取 大 智	中野署 法人1 調査官	きむら ともひと 木 村 智 人	四谷 法人1 調査官 (再)

着任のご挨拶



着任のご挨拶

中野税務署長 福永 秀文

公益社団法人中野法人会の皆様方には、ますます御清栄のことと御慶び申し上げます。

この度の人事異動により、第63代の中野税務署長を拝命いたしました福永でございます。田口前署長同様よろしくお願い申し上げます。

横山会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、平素より税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

これまで、中野法人会におかれましては、横山会長のリーダーシップの下、納税意識の向上と税知識の普及のために幅広く活動いただいております。本年度は区内13校の小学校を対象とした租税教室を実施するなど、会員の皆様方の御尽力に深く敬意を表す次第でございます。

さて、国税当局では、社会のあらゆる分野におけるデジタル活用の急速な広まりに歩調を合わせるべく、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の推進に取り組んでおり、令和7事務年度は、納付機会の多い「源泉所得税のキャッシュレス納付」の推進に局署を挙げて力を入れて取り組むこととしております。

特にキャッシュレス納付方法のうち、「自動ダイレクト」については、所得税徴収高計算書の提出と納付手続を同時に行うことができることから、便利に御利用いただけます。中野法人会の会員の皆さまにおかれましては、源泉徴収票のe-Tax提出と併せて「自動ダイレクト」を御活用いただきますよう、お願い申し上げます。

結びにあたり、本年度は、中野法人会が創立され、75年目の節目となる重要な年であると伺っております。

中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

お別れのご挨拶



退任のご挨拶

前中野税務署長 田口 直樹

残暑厳しき折、公益社団法人中野法人会の皆様方におかれましては、ますますご清祥のことと御慶び申し上げます。

私、この度の人事異動で東京国税局調査二部調査総括課へ転任となりました。

一年と短い期間ではありましたが、横山会長をはじめ会員の皆様方から温かい御支援と御協力を賜り、職責を果たすことができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、健全な納税団体として「にぎわいフェスタ」を始めとする中野区内でのイベントに積極的に参加され、小学生向けの税金クイズの実施や各小学校での租税教室の開催及び「絵はがきコンクール」の募集等を通じて、納税意識の高揚と公益事業の推進に貢献されたことについて感謝申し上げます。

税務署長として中野法人会の活動に関わらせていただき、会員の皆さまと共に活動を行い、数多くの意見交換ができたことを今後の執務の参考にしたいと思います。

さて、近年デジタル化やグローバル化が急速に進展し、税務行政を取り巻く環境も大きく変化しております。

国税当局においてもGSS（ガバメント・ソリューション・サービス）の段階的な導入等の業務を効率化して納税者の方の利便性の向上を図っておりますので、中野法人会の皆様におかれましては、引き続き会員の皆様に対して、法人税等のALL e-Taxや年末調整手続きの電子化、キャッシュレス納付、納税証明のオンライン請求など、業務のデジタル化の促進をお願いします。

最後になりましたが、中野法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、私のお別れのあいさつとさせていただきます。

一年間、ありがとうございました。



～ 7月14日 中野税務署新幹部着任挨拶 署の皆様と（於：中野法人会館） ～

税 務 署 だ よ り

令和7年度税制改正による
所得税の基礎控除の見直し等について(源泉所得税関係)

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。).

詳しくは国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】
給与の
源泉徴収事務

令和7年		令和8年1月以後
11月まで ・変更なし	12月 ・基礎控除の見直し ・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 など 特に年末調整の際に注意してください。	・扶養控除等申告書の記載事項の変更 ・源泉徴収税額表の改正 など

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



都 税 だ よ り

一都税についてのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、**9月30日(火)**までにお納めください。

ご利用になれる主な納付方法 ※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

簡単・便利な口座振替Web申込で、都税の納め忘れなし!!

口座振替

都税Web 口座振替申込受付サービスにて、9月10日(水)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。



おうちで今、納付できます!!

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード
インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR 読取画面から納付書のeL-QR を読み取り、支払手続をすると納付ができます。



ページー マークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

【お問合せ先】 <課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁

主税局HP
都税の支払い方法▶



都税の納付はキャッシュレスで!

都税 キャッシュレス

検索

中野都税事務所 03-3386-1111(代)



本 部 ・ 部 会 だ よ り

◆ 6月2日・6日 青年部会・女性部会 研修会を開催 ◆ (於:中野法人会館+WEB)

「令和7年度 税制改正」

法人関係：中小企業経営強化税制の拡充

所得税関係：所得税の基礎控除・給与所得控除を引き上げ大学生年代の子どもに対する新たな所得控除を創設、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）の拠出限度額を引き上げ
について、90分、大変内容の濃い研修をして頂きました。



～ 講義のスライド ～



講師：齋藤英一様



～ 6月2日 参加者の皆様 ～



～ 6月6日 参加者の皆様 ～

◆ 6月24日 第26回 春の講演会 (健康セミナー) ◆ (於:中野セントラルパークカンファレンス1F)

演題：「漢方と食養生 ～季節の病気～」

講師：根本幸夫様

6月24日、中野セントラルパークカンファレンス1Fにおいて、根本幸夫先生をお招きし、「第26回春の講演会 (健康セミナー)」が開催されました。

今回の講演では、「漢方と食養生～季節の病気～」をテーマにご講演いただきました。前半では、病気の原因について「先天の気」と「後天の気」

などのスライドを交えながら、また五行の色体表を用いて、漢方の視点から詳しくご解説いただきました。

特に、梅雨の時期は湿気が多く「湿邪」の季節であることから、その養生法や対策についての説明があり、季節に応じた健康管理の大切さがよく理解できました。

さらに、「多汗症によい利尿食材」として、ハトムギやアズキの効用についてお話しいただいた点が、参加者にとって特に印象的だったようです。

当日は46名の方が参加され、皆さま熱心に耳を傾けておられました。最後の質疑応答では、健康に関する質問が多数寄せられ、関心の高さがうかがえました。

おかげさまで、盛会のうちに講演会を終えることができました。大変内容の濃いご講演を賜り、誠にありがとうございました。



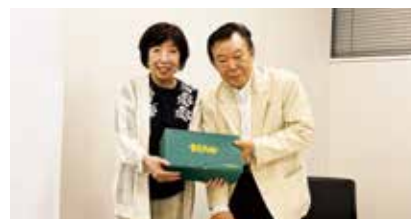
講師：根本幸夫様



～ 研修会スライド ～



～ セミナー会場にご参加の皆様 ～



平澤女性部会長 講師：根本幸夫様

本 部 だ よ り

活 発 な 事 業 ・ 研 修 を 展 開 !!

◆ 第48回 初歩の簿記講習会を実施 ◆

～「初歩の簿記講習会」に参加して～

(一財)土木建築厚生会 落合 聡

初歩の簿記講習会は、簿記の仕組みや勘定科目の説明、パソコン会計における実際の入力な



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～

◎「Aコース」6月16・17・18日 ◎「Bコース」6月19・20日(於:法人会館)

ど、実務初心者にとって大変役立つ内容でした。

特に印象に残ったことは、手書き伝票を実際に記帳し仕分けを行う体験でした。

手書きの経理を知らない私に 講師: 吉田信康氏
としては目からウロコであり、正に「初歩の簿記」を体験した瞬間でした。

私は以前、簿記の勉強を途中で挫折してしまっていたがあるので、この機会に今一度勉強を再開してみたいと思います。



◆ 7月10日 第7回パソコン会計入門(弥生会計) ◆ (於: 法人会館)



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～



～～～～～ 講師: 吉田信康氏 ～～～～～

◆ 7月16日 初心者向けスマートフォン・LINE講座 ◆ (於: 専門学校テクニカルカレッジ)



～～～ 会場案内 ～～～



～～～ 使用テキスト ～～～



井坂副校長様



会場の専門学校テクニカルカレッジ



～～～～～ 参加された皆様 ～～～～～

税務・経営研修、無料相談、福利厚生、各種交流会

[会員の方は各種事業サービスが原則無料（一部実費負担）でご利用になれます]

Service

研 修

税務署講師による税務研修会

- ・ 難解な税法を分かりやすく解説
- ・ 決算法人、年調等実務的な研修

経営講演会・セミナー

- ・ 著名な講師による講演会を開催

簿記・パソコン会計等実務研修会

- ・ 実務担当者向けの経営サポート

異業種交流

- ・ 様々な催しや交流イベントを開催
- ・ 新たな事業展開のヒントを得るチャンス
- ・ 経営者同士
相談出来る
友に会える場



経営支援

東法連

- ・ クルマ関連サービス
- ・ 企業情報、格付情報照会
- ・ 貸倒保証制度
- ・ 弁護士の無料法律相談
- ・ 税務等のDVDの無料貸出
- ・ ビジネス誌の斡旋
- ・ メンバースローン
- ・ インターネットセミナー

税制改正要望

- ・ 毎年、政府や国会に対し税制改正要望
- ・ いままで、多くの税制改正要望が実現

社会貢献活動

- ・ 一般の方を対象に税の啓発活動を実施
- ・ 未来を担う子どもたちに租税教育活動
- ・ 環境対策(温暖化対策)や文化振興活動



会 費 基 準 表

資 本 金	月 額
300万円以下	500円
301万円以上～1000万円未満	700円
1000万円以上～2000万円未満	1,000円
2000万円以上～5000万円未満	2,000円
5000万円以上～1億円未満	4,000円
1億円以上～3億円未満	6,000円
3億円以上～5億円未満	8,000円
5億円以上	10,000円
公 共 法 人・ 医 療 法 人・ 学 校 法 人 宗 教 法 人・ 非 営 利 法 人・ 支 店	1,000円
関連子会社	500円

* 関連子会社 = 同地か同代表者・会報発送なし

* 賛助会員（どなたでも入会できます）= 会費は月額500円です

ご入会頂きますと、今年度の会費は、3月までの月割りにてお支払い頂く事になります。

又、口座からの自動引落（振替）も行っております。ご利用下さい。



支部だより

《第3支部》

◆ BBQ大会 ◆ (6月28日(土) 於：宮島物産(株)屋上)



第3支部による恒例のBBQ大会を開催いたしました。
初夏の空のもと、皆さま和やかに親睦を深められました。



《税制税務委員会》

第14回 税に関する川柳コンクール

◎対象者

区内在住又は勤務されている方、どなたでも可能

◎募集方法

7月1日号“広報誌・なかの”に同封
中野法人会ホームページにも案内を掲載

◎募集期間

7月1日～10月31日

◎作品の審査

11月予定



◎各賞

- ①中野法人会会長賞 1点
- ②税制税務委員会推薦による会長賞 1点
- ③優秀賞・その他 数点

◎副賞

- ①賞状&副賞10,000円 他
- ②賞状&副賞 5,000円
- ③賞状&副賞 3,000円

◎作品の発表

1月1日(新年号)“なかの”誌上で

◎表彰

1月8日(木)*新年賀詞交歓会

部 会 だ よ り

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

青年部会独自で“租税教室”を実施!

5月23日(金)
区立桃園第二小学校
6年1・2組



～～ 講師:吉永氏・加藤氏・秋山氏 カルタ:加藤氏・秋山氏 ～～

山田校長先生と

5月30日(金)
区立谷戸小学校
6年1・2組



講師:吉永氏・内山氏 アシスタント:大滝氏・野瀬山氏 カルタ:吉永氏

若菜校長先生と

6月6日(金)
区立令和小学校
6年1・2・3・4組



～～ 講師:佐野氏・高須氏・小高氏・秋山氏・上田氏 カルタ:小高氏 ～～

小池校長先生と

6月13日(金)
区立中野本郷小学校
6年1・2組



講師:吉永氏・加藤氏・野瀬山氏 アシスタント:上田氏 カルタ:吉永氏・上田氏

角田校長先生と

6月17日(火)
区立鷺の杜小学校
6年1・2・3組



講師:米持氏・大滝氏・高須氏・秋山氏 カルタ:米持氏・秋山氏・大滝氏

武智校長先生と

6月19日(木)
区立塔山小学校
6年1・2・3組



～～ 講師:佐野氏・米持氏・小高氏・上田氏 カルタ:佐野氏・小高氏 ～～

狩野校長先生と

6月24日(火)
区立平和の森小学校
6年1・2・3・4組



～～ 講師:佐野氏・内山氏・小高氏・上田氏 カルタ:佐野氏・小高氏 ～～

山崎校長先生と

7月5日(土)
区立北原小学校
6年1・2組



～～ 準備風景 ～～ 講師:佐野氏・加藤氏 アシスタント:内山氏・荒川氏 カルタ:荒川氏

鈴木校長先生と

7月8日(火)
区立美鳩小学校
6年1・2・3・4組



～～ 講師:吉永氏・内山氏・小高氏・秋山氏 カルタ:吉永氏・小高氏 ～～

矢島校長先生と

部 会 だ よ り

7月11日(金)
区立武蔵台小学校
6年1・2・3組



～～～ 講師:米持氏・吉永氏 カルタ:米持氏・吉永氏 ～～～

宮内校長先生と

7月18日(金)
区立桃花小学校
6年1・2・3・4組



～～～～ 講師:加藤氏・大滝氏・高須氏・上田氏 ～～～～

吉川校長と

《女性部会》

◆ 女性部会役員会 ◆ (7月15日 於:中野区産業振興センター3F大会議室)

女性部会役員会を開催いたしました。

冒頭では、中野税務署の山口第1統括官様よりご着任のご挨拶を頂戴し、続いて新たに幹事に就任されました(有)鳳月堂の須藤様のご紹介がございました。

主な議題としては、女性部会懇親会について協議を行い、役員の皆さまのご意見を踏まえたうえで、10月23日(水)に「美濃吉」にて開催することが決定されました。



～～～ 参加された女性部会役員の皆様 ～～～

マル経融資を ご活用ください！



詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部
TEL: 03-3383-3351

※専門家による窓口相談(税務・法律・金融)を実施しております。事業に関する相談に限定しております。
※会員以外の方もご利用いただけます。

「無担保」・「保証人不要」・「手数料不要」

◆融資限度額: 2, 000万円

◆利 率: 1. 90% (2025年8月1日現在)

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※利子の補助率が100%となる場合があります。

詳細はお問い合わせください。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間: 運転資金・設備資金10年以内

【主な融資要件】

- ・従業員20名以下(宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下)
- ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税等)を完納している
- ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている
- ※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

会員事業者紹介

かぶしきがいしゃ えこー

株式会社 エコー

業種：保険代理業

代表者 安田 一也 (やすだ かずや)

所在地 〒164-0001

中野区中野5-46-4 山和ビル3F

TEL 03-5345-6355

FAX 03-3388-1030

URL <https://ag-echo.jp>



企業紹介

中野で法人設立35年となります。
皆さまの事業を支えるお手伝いをさせていただきます。

◎取組会社 損保：東京海上日動
生保：東京海上日動あんしん生命
ジブラルタ生命・PGF生命
日本生命・はなさく生命

ゆうげんがいしゃ なかやこめてん

有限会社 中屋米店

業種：米穀類小売業

代表者 宮 武志 (みや たけし)

所在地 〒164-0001

中野区中野3-27-19

TEL 03-3382-6037

FAX 03-3382-0577

URL なし



企業紹介

創業百年来『おいしいご飯は中屋の
米で』をキャッチフレーズに銘柄米
から政府備蓄米まで豊富に取り扱っ
ております。

せいぶしんようきんこ ほんちようどおりしてん

西武信用金庫 本町通支店

業種：金融サービス業

代表者 武田 徹 (たけだ とおる)

所在地 〒164-0011

中野区中央3-1-1

TEL 03-3362-1231

FAX 03-3371-5540

URL honchodori@seibushinkin.com



企業紹介

本町通支店は昭和27年3月に営業開始となり、
今年で73年目を迎え、令和7年7月22日(火)
リニューアルオープンとなりました。職員一同、
地域の発展にお役に立つ活動を行います。
どうぞ宜しくお願いします。

そめとおり わかな

染と織 和か菜

業種：呉服製作及び小売業

代表者 安達 朋隆 (あだち とまたか)

所在地 〒165-0027

中野区野方5-20-13

TEL 090-8192-8493

FAX なし

URL <http://wakana-someori.jp>



企業紹介

完全予約制です。サイトからお問い合わせ下
さい。野方の地で夫婦二人で手描き友禅工
房を営んでいます。一からデザインした着物
や帯の製作も可能です。その他、各産地の
織物等も取り扱いございます